

文京区景観計画（案）等の  
パブリックコメント等の結果について

## 目次

---

1	意見・質問の集計.....	2
	（1）パブリックコメント（意見募集）.....	2
	（2）区民説明会.....	2
	（3）意見・質問の内訳.....	3
2	意見・質問と区の考え方.....	4
	（1）パブリックコメント（意見募集）における意見と区の考え方.....	4
	（2）区民説明会における意見・質問と区の考え方.....	37
	①5月 9日（木）文京シビックセンター.....	37
	②5月10日（金）アカデミー茗台.....	42
	③5月11日（土）文京福祉センター.....	45
	④5月11日（土）不忍通りふれあい館.....	49
	⑤5月13日（月）駒込地域活動センター.....	52

# 1 意見・質問の集計

## (1) パブリックコメント（意見募集）

意見募集期間	意見提出者数	意見数
平成25年5月1日（水）～平成25年5月30日（木）	42人	71件

（はがき 39人  
 持参 2人  
 メール 1人）

## (2) 区民説明会

日時	会場	参加者数	意見・質問数
平成25年5月 9日（木）	文京シビックセンター 5階 会議室C	12人	15件
〃 5月10日（金）	アカデミー茗台 7階 学習室A	4人	10件
〃 5月11日（土）	文京福祉センター 6階 視聴覚室	4人	10件
〃 5月11日（土）	不忍通りふれあい館 4階 会議室	4人	12件
〃 5月13日（月）	駒込地域活動センター 2階 多目的室	2人	3件
		計26人	計50件

(3) 意見・質問の内訳

区分	件数	割合
景観計画全般	19件	15.7%
景観特性	2件	1.7%
目標と基本方針	2件	1.7%
景観形成基準	22件	18.2%
景観形成基準（建物高さ）	7件	5.8%
景観形成重点地区のモデル地区	3件	2.5%
広告物の規制	10件	8.3%
公共施設の景観	7件	5.8%
景観資源の保全	1件	0.8%
景観形成の推進	6件	5.0%
放置自転車	3件	2.5%
電線・電柱	9件	7.4%
道路の管理・整備	7件	5.8%
その他（個別案件）	7件	5.8%
その他	16件	13.2%
計	121件	100.0%

## 2 意見・質問と区の方

### (1) パブリックコメント（意見募集）における意見と区の方

※意見については、ひとつの意見書につき複数の主旨の意見があり、また、複数の意見書に同様の主旨の意見があったため、整理し、まとめて記載しています。

※特定の個人及び法人（国（独立行政法人等を含む。）及び地方公共団体は除く。）の権利又は正当な利益を害するおそれがある内容については、当該個人及び法人の特定につながる部分を伏せて記載しています。

※その他、明らかに誤字と認められるものを除き、原文で記載しています。

番号	区分	意見（原文一部修正）	区の方
1	景観計画全般	<p>①現況景観を維持する事を基本とする地区を線引きする。</p> <p>②近代的景観を創造する地区を線引きする。</p> <p>例①：区シビックセンター中心に半径4km内の地区は高層建物の景観日本一を目指す。</p> <p>例②：元町公園を含む本郷1丁目地区</p> <p>③新しい景観を創造する地区を指定し指導する事。</p>	<p>文京区は、坂、緑、史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、「守り、引き継ぎ、創る」ことを基本的なコンセプトとしています。</p> <p>このことから、例えば、「下町風情あるまち基準」の対象範囲においては、下町風情を感じさせる景観を「引き継ぐ」ことを景観形成の方向性としており、また、ご指摘のシビックセンター周辺地域を含む「拠点基準」の対象範囲では、それぞれの拠点にふさわしい賑わいのある景観を「つくる」ことを景観形成の方向性としているなど、景観特性基準の対象範囲ごとに景観形成の方向性を定めております。</p> <p>（p.62、p.68）</p> <p>また、景観重要公共施設については、現段階では、良好な景観を形成するよう舗装を工夫している箇所や、文の京都市景観賞を受賞している箇所など、特に良好な景観を形成している箇所を指定の候補としており、良好な景観の維持を目的にしています。</p> <p>元町公園の周辺については、景観特性基準の「緑のまとまり基準」の対象範囲に位置付けております。「緑のまとまり基準」により、公園と周辺が調和し、一体となって緑豊かな景観をつくるよう指導・誘導していきます。</p>

			(p.69)
2	景観計画全般	<p>街を美しく特徴づける景観計画はよいことでしょう。問題は東京の中の文京区をどう考えるか？</p> <p>都心地区にあったら、麻布、赤坂、青山あるいは渋谷のような区とは違い、本郷、小石川は街のファッション化はなじまない。むしろ明治・大正・昭和の東大を中心とした正に文京の区、文人の区であり区外から人を呼ぶ為の計画は反って区の特徴を殺してしまうような気がします。公園にしても六義園のように整備された公園と規模は小さいが新江戸川公園のように山を抱えた野趣を残す公園はまだまだ特徴が生かされてよいように、街々の由緒を生かした清潔、整備された計画を望みます。人を呼び集める区ではなく、来た人が落ちついた親しみを覚える区を期待します。</p>	<p>文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを行っていきたいと考えています。</p> <p>ご意見を踏まえ、「第1章 文京区の景観の特性」の「(2) 歴史・文化」において、〈文人ゆかりの史跡〉として項目を追加しました。 ■p.9</p>
3	景観計画全般	<p>私は昭和の初めからこの地（小日向2丁目、かつての久世山）に住んでおりますが、今や昔の面影もありません。〇〇はある日突然掘り返され、御影石の割りぐりで一つ一つ手作りで作られた坂も附近の住宅に何の相談もなくこわされてしまいました。いまや残るのは久世山一帯の道路の側溝の御影石のふただけです。建築専門の方が都内ではじめて見たと驚いておられました。どうか建築許可を出す所、土木関係の役所の方々にお願いします。これ以上久世山をこわさないで下さい。一度こわしたものは元に戻すのは不可能です。こわしてしまった〇〇はもう戻りません。そう云う点をよくお考えになっ</p>	<p>文京区は、坂、緑、史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、「守り、引き継ぎ、創る」ことを基本的なコンセプトとしています。</p> <p>このことから、例えば、一般基準の配置③では、敷地内に遺構や起伏に富んだ地形などがある場合はこれを生かした配置とすることや、一般基準の形態・意匠・色彩⑧では、歴史や文化の趣が感じられる建築物の建替える際には、その趣を引き継ぐよう配慮することなどを定めるなど、一定規模以上の建築物の建築等に際し、現在ある良好な景観が著しく損なわれないよう指導・誘導を行ってまいります。</p>

		て計画をお進め下さい。	(p.45)
4	景観計画全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文京区景観計画」の一步前進悦ばしく思います。</li> <li>・こんな区(街)に住みたいと思わせる街づくりに期待。</li> </ul>	ご意見ありがとうございます。今後とも良好な景観づくりに努めてまいります。
5	景観計画全般	<p>文京区は、歴史・文化的資産に恵まれ、下町風情あふれる街並みと相まって他の23区とは異なる独自の雰囲気醸し出していると思います。一方で昨今の区役所周辺のいわゆる再開発計画や商業施設の乱立を見ますと、これらの独自性と逆行したものであると言わざるをえません。ゴミが散らかり始め、路上に座り込んで騒いだり飲食する人が明らかに増えています。再開発計画が実現すればこうした傾向に拍車がかかり、治安も悪くなることが想定されます。</p> <p>ぜひ長期的な影響や効果を考えて街づくり計画をお願いします。</p>	市街地再開発事業は、都市計画法に基づいて行われる都市計画事業であり、老朽化した建物や幅員の狭い道路が多く存在するなど土地の利用状況に課題のある市街地において、地域権利者と区が協力し、道路や広場などの公的空間の整備と共同建替えなどを総合的に行い、安全で快適な生活環境を新たにつくることを目的としています。そのため、再開発が治安等の悪化を招くものではないと考えています。また、文化財や寺社仏閣などの歴史・文化的資産については、「歴史・文化的建造物等基準」等により、歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観をつくるよう指導・誘導していきます。(p.54)
6	景観計画全般	3. 江戸の震災・大火(お七) 関東大震災、第二次世界大戦などの「負の遺産」も景観とすべきである。	ご意見として承ります。
7	景観計画全般	<p>先に「公園整備計画」が出来、今回また「文京区景観計画」が検討されていますが、大変すばらしい事と思います。住民としては、非常強力に進めてほしいと思います。</p> <p>景観につきまして、私が日頃生活している範囲内で、日頃思っていることをアンケートの趣旨に合致するかどうかわかりませんが述べさせていただきます。</p>	<p>日ごろより、区の景観にご関心を寄せいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>一般基準において、建築物の外壁については、圧迫感の軽減や低層部の意匠の工夫などについて定めており、また、塀等については、高さや意匠の工夫による圧迫感の軽減について定めています。建築物の建築等の際に、周辺と調和した良好な景観となるよう</p>

	<p><u>景観は人を創り、人は景観を造る。</u> <u>景観は、物であり、人であり、心</u> <u>である。</u></p> <p>私の住んでいる小日向 1 丁目〇番地付近（第六天町会）に二つの大きな大名屋敷跡が道一つ隔ててある。十五代将軍の徳川慶喜の旧居と旧会津若松藩主松平家の旧居である。故高松宮妃喜久子殿下は徳川慶喜家から、故秩父宮姫正殿下は松平家からそれぞれ輿入された。区民は提灯行列等行いお祝いしたそうである。その二つの由来ある屋敷跡は現在どうなっているか。</p> <p>徳川家跡は、国際仏教学大学院大学の敷地に、一方、松平家跡は〇〇〇の敷地と住宅公社になっている。</p> <p>国際仏教学大学院大学となっている敷地は、西側は古風な雰囲気がある石垣で緑化斜面で数十本の大木が生い茂っている。西側は、広い芝生の広場で小木があり、開放的で敷地の一部を公道に数百メートルにわたり提供するなどして道行く人を楽しませている。また、施設の一部を町会等の会合に提供したり区民のための公開講座等も開設するなど、人々に物の景観、心の景観を提供している。</p> <p>一方、松平家跡地は、二分され、一つは住宅公社になり、敷地の一部を公道にしたり、緑地斜面にしたり、敷地は緑化し、素晴らしい景観になっている。一方、〇〇〇の敷地になった部分は、高いコンクリートの壁や塀に囲まれ景観を大きく阻害している。</p> <p>このように、一つの事も対応によって大きく変わる。後世に悔いを残さないようにしたい。</p>	<p>指導・誘導を行ってまいります。（p.46） ご意見として参考にさせていただきます。</p>
--	---	--



		<p><u>文京区の景観について</u></p> <p>次の2点について</p> <p>1.文京区には、各種の文化施設等が数多くある。それらが素晴らしい文京区の景観づくりに役だっているものと、それに反する物があると思われる。この反するものを改善して行くこと。</p> <p>◎優れた景観</p> <p>(1)後樂園庭園及びその周囲の外壁 コンクリートの外壁を改装した</p> <p>(2)湯島天満宮の建物及びその周囲</p> <p>(3)東京大学の国道17号線ぞいの塀</p> <p>(4)凸版印刷本社の周囲</p> <p>(5)グリーンコート</p> <p>(6)小石川運動場の西側一帯(後楽2丁目5番)</p> <p>(7)国際仏教大学院大学の周囲 特に西側と東側一帯</p> <p>(8)財団法人和敬塾(目白台) 約7千坪の周囲が全部が、堅い塀でなく樹木で仕切られている。</p> <p>(9)拓殖大学と貞静学園の間(拓殖大学は敷地の一部を公道に開放した)</p> <p>(10)椿山荘・芭蕉庵・新江戸川公園・野間邸宅等及びその周囲</p> <p>(11)江戸川公園</p> <p>(12)トヨタ自動車後樂園本社周辺</p> <p>(13)文京区には、神社・仏閣があるが、その殆どが建物や周囲の塀等景観に配慮している。</p> <p>(14)区内には、銀行等の研修所が多くあるが、建物・境界線の塀等が良く配慮されていいる。</p> <p>(15)区内には多く学校がある。その多くが建物・境界線の塀等良く配慮されている。</p>	
--	--	--	--

		<p>特に、拓殖大学・東洋大学・中央大学工学部・国際仏教大学院大学・跡見学園・放送大学・日本女子大学・東洋学園大学など</p> <p>(16) 窪町東公園・礪川公園・六義園・須藤公園・播磨坂・植物園・後楽園庭園・根津神社・白山神社など</p> <p>外にも多数あると思います。</p> <p>後楽園庭園は過去庭園そのものは素晴らしかったがそれを取りまく塀がコンクリートで庭園の景観を台なしにしていたが近年風情のある塀になり景観が倍増した。その他の施設もこのようになれば素晴らしい。</p> <p>◎反対に景観を阻害していると思うもの</p> <p>(1) 植物園の周囲の塀（南面の一部と東側は改善された）</p> <p>(2) ○○○や○○○○○○の西側の外壁</p> <p>(3) ○○○○○○○○の小日向1丁目周囲の外壁（南側・東側）</p> <p>(4) 水道公園の外の囲い</p> <p>(5) 旧岩崎邸宅の西側の外壁</p> <p>上記の箇所は、本体その物は素晴らしいが、それを取り巻く外壁が本体の景観を阻害している。少しずつでも良いから、改善されるように働きかけて欲しい。</p> <p>(6) 春日通りには中央分離帯があるが、その分離帯に雑草があり景観を害している箇所が少なくない。</p> <p>(7) ○○○○の周囲の塀は、中の建造物を引き立てるように調和した良い壁であるが、残念なことは、その塀が雑草に覆われ雰囲気壊している。</p> <p>(8) 区内には、公務員関係の宿舎が</p>
--	--	---

		<p>数多くある。その中に景観を書いているものがある。私の近くでは、その1、小日向2-1-30付近の公務員住宅跡地。ここは新渡戸稲造の旧居跡であり、記念の看板があるが荒れ果てた周囲は物寂しい。その2、小日向2-14の公務員住宅 錆びた金網の塀等 回りの住宅が緑豊かであるだけに、寂しい限り。春日二丁目の公務員住宅跡地も同じ。</p> <p>(9)小日向1-23付近の荒れ果てた国有地が惨め。かなり広い敷地であるが、もう数十年来ゴミ捨て場みたいになっており、防犯上からも景観からいっても大問題である。その隣地の広い空き地（住宅供給公社所有）も惨め。</p> <p>(10) 神田川の水道橋とお茶の水駅の間文京区側の南斜面は以前は、文京区の植え込みのマーク等もあり大変綺麗な緑の斜面であった。電車の乗客の目を楽しませ、さすが文京区と思わせていたが、今は無い。どうしたのでしょうか。</p> <p>◎区内には、多くの区立の公園や児童遊園地がある。その中には手入れが行きとどきでゴミが落ち雑草が茂り、草木が枯れている所があり、利用している人も少なく景観を多く阻害している。この是正が必要である。台東区の新御徒町の竹町公園や御徒町公園は、手入れがよくできており、砂場には綺麗な金網が張っており、犬や猫の侵入を防いでいる。綺麗で家族連れ等で絶えず賑わっている。これが本当の公園であり遊園地である。参考にしたい。</p>	
--	--	---	--

<p>8</p> <p>景観計画全般</p>	<p>2.これらの改善について最も大事な事は、住民一人一人が、関心を持ち参加することであると思う。</p> <p>(1)住宅地を見てみると、個人宅が道路側に植木等を植え雰囲気や和らげている家と、堅いコンクリートの塀で仕切っている家がある。文京区でも助成金等を出して働きかけているが更に協力を働きかけて欲しい。また、隣家との境界も同じ。</p> <p>(2)首都高速道路5号線下の空き地(江戸川橋付近)に、地域の人(小日水町会等)草花を栽培し道行く人を楽しませている。このような運動を奨励して行く。</p> <p>(3)江戸川公園は、近く関口台町小学校児童や近所の人達が、絶えず清掃している。従って綺麗であり利用者も大変多い。須藤公園も同じ。湯島の新花公園も、湯島小学校がオランダ大使館と連携し、チュウリップの花をさかせている。このように地域が一带となって行動をすることが最も大事である。</p> <p>(4)少なくとも、自宅の前の道路は自分達で清掃する。雑草をとる。草花を栽培する等が基本。この啓蒙が必要である。</p> <p>(5)幹線道路には歩道があり、その中に植え込みがあり、ツツジ等が植えられている。その植え込みに雑草が茂り、ツツジ等の草木が枯死寸前の箇所が大変多く見られる 管轄が国道・都道・区道等により違うが、少なくとも自宅前の植え込みぐらゐは雑草等を住民が取り除くのは越権行為では無いだろう。地域の人々の協力を呼びかけたい。 群馬県の前橋市では、こういう光景が多く見られる。</p>	<p>ご指摘のように、区民一人ひとりが景観に関心を持つことが大切だと考えております。</p> <p>第1章「1-1 文京区の景観特性」において、清掃活動や宅地内の植栽などの「人の活動」を文京区の景観特性のひとつとして位置付けています。(p.26)</p> <p>また、第7章「7-4 景観づくりの推進」及び資料編にも記載している「文の京都市景観賞」では、部門のひとつに、美しいまちづくりに貢献している住民、団体の活動を表彰する「景観づくり活動賞」を設けております。(p.111、p.150)</p> <p>今後とも、積極的に情報発信していきたいと考えております。</p>
------------------------	--	---

		<p>(6)春日通りには中央分離帯があるが、雑草があり景観を害している箇所が少なくない。</p> <p>○銀座通りの柳も無くなり植込みに雑草が生えている所がある。霞ヶ関の官庁街の植込みも同じ。丸の内のビジネス街は大変奇麗である。何故だろう？</p> <p>○景観は個人や区だけでなく、国挙げての問題である。文京区が先頭を走って欲しい。文京区に一步入れば心が安らぐ。そんな文京区から始めたい。</p> <p>○景観の荒れは、人の心の荒れ。区民の荒れ、東京都民の荒れ、国の荒れ。心したい。</p>	
9	景観特性	<p>1.文京区の景観の特性が7つに分類され、その1つとして、草花の育成のボランティア活動などが定義されている。人の「活動」としては明治期の鷗外、漱石、啄木、一葉などの文豪の関係する地域も含めたものを考慮してよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第1章 文京区の景観の特性」の「(2) 歴史・文化」において、〈文人ゆかりの史跡〉として項目を追加しました。 ■p.9</p>
10	景観特性	<p>1. 第1章について都合の良い所だけにスポットライトが当てられています。他に景観の悪い所が多数あります。</p>	<p>第1章「文京区の景観の特性」では、景観特性ごとに、特徴と並び、景観形成上の課題を整理しています。(p.9など)</p>
11	目標と基本方針	<p>・「景観づくりの基本方針」が7つもあったら区民皆さんにわかりにくいのでは？(活動は省き、5つまとめて「まちのまとまり」)</p>	<p>文京区の景観特性を7つに整理し、それぞれの景観特性に対する基本方針と、全般的な内容の基本方針の合計8つの基本方針を挙げています。</p> <p>景観特性は、平成23年度に実施した意見交換会等における区民のご意見を参考にしてまとめたものであり、文京区の景観には、多様な魅力要素があるものと認識しております。また、文</p>

			<p>京区らしい景観は、それぞれの景観特性が相互に結び付いて存在することで形成されていると考えていることから、省略することは困難であると認識しております。</p> <p>また、本計画では「景観特性」のひとつとして、公園で子ども達が楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みを捉え、景観形成上重要な要素として位置付けています (p.26)。そうした人の活動を生かした景観づくりの基本方針として、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めることとしております (p.39)。</p>
12	目標と基本方針	<p>2. 歴史・文化的建物だけではなく旧町名に戻してもらいたいと思います。その町名こそが歴史・文化、由来を物語っているからです。</p>	<p>旧町名に戻すことは困難ですが、昔の町名は土地の歴史・文化を語るもののひとつであると考えております。</p> <p>ご意見を踏まえ、第2章「2-3 景観づくりの目標と基本方針」の基本方針2を修正しました。 ■p.33</p>
13	景観形成基準	<p>湯島天神、霊雲寺、御霊社等を景観に指定せよ。</p>	<p>湯島天神は、歴史・文化的建造物等のひとつとして位置付けており、「歴史・文化的建造物等基準」により、歴史・文化的建造物等と周辺が調和し、一体となって歴史や文化を感じさせる景観づくりを行ってまいります。</p> <p>また、その他の寺社仏閣の周辺においても、新築等される建築物に対し、一般基準の形態・意匠・色彩<sup>1</sup>などの基準により、寺社仏閣等の周辺の建築物と調和するよう指導・誘導してまいります。</p>
14	景観形成基準	<p>いつも感じることですが、この基準を作って、何が効果としてあるのか。それが不明です。</p> <p>文京区の景観は年ごとに良くなるの</p>	<p>文京区は、起伏に富んだ地形を象徴する坂、大名庭園や大学、公園などの緑のまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの</p>

		<p>ではなく、段々と悪くなっています。緑はなくなり、木造の安っぽい建物が建ち並んでいます。</p> <p>公共建築物も音羽中学校のように灰色の箱しか建てられません。ムダな文言は必要なし。</p> <p>『緑を残し、大きな樹を育てる』これだけでいいと思います。どうでしょう。</p>	<p>歴史・文化を物語る史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。景観法を活用し、こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、文京区らしい魅力溢れる景観づくりを行っていきたいと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、景観づくりを行う上で緑は重要な要素ですが、建築物の意匠や色彩、外構の床仕上げ、塀の意匠などについても、景観形成基準を定め、周辺と調和するよう誘導していくことが、区の良い景観づくりのためには必要であると考えています。</p> <p>また、建築物又は工作物の形態・意匠・色彩が、景観形成基準に適合しないものについては、景観審議会の意見を聴いた上で、法に基づく勧告や変更命令などが行えるようになることから、より実行性を持った景観指導・誘導が行うことができると考えています。</p>
15	景観形成基準	<p>昭和 21 年の戦禍の跡の生々しい時代から文京区本郷に住んでこの町の景観が良くなることを念じている者としてこの町の景観作りには大賛成です。気になることは書いてみました。</p> <p>①建物の色使いには規制がないのですが（〇〇〇〇〇〇〇〇前の真っ赤なビルなんて建主の頭を疑います）</p>	<p>建築物等の色彩については、使用できる色彩の範囲を定めた色彩基準に基づき、一定規模以上のものについて指導を行ってまいります。（p.82）</p>
16	景観形成基準	<p>③住まいの背の高いブロック塀（ブロックとは限らず）は規制すべきです。ある程度の高さからは透視性のもの又は植木類にするべきです。</p> <p>（余談ですが娘がロンドンに住んでいます。ロンドンでは多々規制が</p>	<p>ご指摘のとおり、高さや間口のある規模の大きな塀は、道行く人に圧迫感を与えやすいことから、一般基準の公開空地・外構等<sup>4</sup>に基づいて、できる限り高さを抑えたり、意匠を工夫したりするなど、圧迫感の軽減を図り、周辺</p>

		多く嘆いていますが、それだからこそあの古い町並みがあるのだと思います。日本人は自由を取り違えて勝手気ままに使い過ぎです。）	の景観との調和を図るよう指導・誘導してまいります。(p.45)
17	景観形成基準	<p>区民でないと意見を述べる資格がないなら無視していただいても結構ですが、区境にありますので一応のべます。</p> <p>・「文化財庭園等景観形成特別地区」の制限は？（庭園からマンションが顔を出さないように制限できないのですか。区外は含まないとはどのようなことですか。隣接区と連携して良い景観にすべきではないですか）</p>	<p>景観計画では建物高さについて規制できないものと考えています。文化財庭園等景観形成特別地区では、庭園内からの見え方について、景観形成基準に基づき、計画する建築物等が、庭園内からどのように見えるかについて十分なシミュレーションを行い、できる限り見えないよう配置や規模などについて検討いただくよう誘導を行うとともに、見える場合は、庭園の持つ歴史的・文化的景観を損なうことのないよう、意匠や色彩について指導してまいります。</p> <p>また、文化財庭園等景観形成特別地区は、平成19年に東京都景観計画において定められたものであり、この度文京区が景観計画を策定する際に引き継ぐものです。文京区景観計画の区域は区内全域であり、文化財庭園等景観形成特別地区のうち区外については、景観計画を定めている区であれば当該区が、そうではない区であれば東京都が指導することになります。</p> <p>なお、景観計画における建築物の高さに関する記載については、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております (p.43)。</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。(p.45)</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等につい</p>



			ては、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。 (p.46)
18	景観形成基準	3.3章2)③アについては、第1種低層に限定しているが、第1種中高層にも拡大してそれぞれの基準を定めるのが妥当と考える。第1種低層に限定した基準作りは妥当なのか。	第1種低層住居専用地域は、文京区都市マスタープランの「景観形成の方針」において、低層住宅市街地の景観形成を図るものとして位置付けていることから、景観特性基準の「低層住宅地基準」として定めています。 また、山の手線の内側で第1種低層住居専用地域があるのは文京区内のみであり、区の大きな特徴として捉えております。 なお、「低層住宅地基準」に指定されていない地域であっても、区内全域を対象とした一般基準や、他の景観特性基準により、地域の個性を尊重した良好な景観づくりを行ってまいります。
19	景観形成基準	根津地区を下町風情のある街並みとするとあるが、そもそも下町とは何であるか不明である。低層住宅地と区別して下町風情の街並みとする必要に疑問を感じる。下町というと長屋を連想するが、長屋がどれだけ残されているのか。区として残す努力をしてきたのか疑問である。東京都が進めている密集地の不燃化との整合性は。根津地区は狭い道路に小さい建築物が詰まっている。屋敷町と違い地域の住民の生活を感じさせる地域である。小規模の住宅であってもこじんまりとした街並みを、そして、少しでも快適な安全な生活を追求するのは当然である。 3階建てを限界として、色合いもさっぱりした街並みとするのは賛成であるが、黒い塀や格子で下町をイメージするのは疑問である。	「下町」という言葉には多様な捉え方がありますが、根津や千駄木の一部は、江戸時代から庶民のまちとして賑わいがあり、現在でも生活感の感じられる風情あるまち並みが形成されており、その特徴的なまち並みの雰囲気表現する言葉として、文献やメディアなどでも使われ一般的に認識しやすいと考えられることから使用しているものであり、否定的に捉えているものではありません。 また、根津地区では、昨年度より、根津らしい景観づくりについて地区の皆さまと検討を行っており、今後、景観形成重点地区基準の作成に向けて検討していくとともに、防災性の向上等のため、地区計画を定めることを目指して、今年度より、まちづくり協議会による検討を行い、地区の皆さまとまちづくりを進めていきます。

		下町、下町と云うと、スラム街とダブらせているようで不愉快である。	防災性の向上のため、建物の更新等を進めながら、景観形成重点地区基準を定めて、風情ある景観を守り、引き継ぎ、創っていきたいと考えています。格子等については、昨年度行った地区の皆さまとの景観づくりについての検討において、重要なデザイン要素として捉えております。なお、黒い塀については推奨しておりません。
20	景観形成基準	③緑地整備として樹木の伐採は極力やめて下さい。(不忍池の周辺ではこの25年間に93本の成木(桜、柳、タブ等)が伐採されました)	一般基準の配置③に基づいて、敷地内に樹木等がある場合は、これを生かした配置とするよう誘導を行ってまいります。(p.45)
21	景観形成基準	・第3章に大きく出ている色分図の凡例がはっきりしません。「みどりのまとまり」はわかるがそれ以外は全て低層住宅? あえて苦言ばかり書きましたが、期待しています。	景観計画の策定の際には、分かりやすい表現になるように工夫していきます。
22	景観形成基準(建物高さ)	3)ビルの高層化の規制を強化する。	区では、次の3点を目的に、絶対高さ制限を定める高度地区の指定の検討を進めております。
23	景観形成基準(建物高さ)	区内の幹線道路に面した建物は最高13階程にするとか統一して見ため、美しく感じる様にしてほしい。	①建築物の高さを適切に誘導し良好なまち並み景観と秩序ある市街地を形成すること
24	景観形成基準(建物高さ)	1. 文京区絶対高さ制限を定める高度地区の指定(案)が先行し、景観計画(案)が後から出てくるのがおかしい。 都市作りの計画(景観を含め)その価値をまず考え、本文京区景観計画案第2章の基本方針の中にも、のこすものその周辺の借景としての高さ(高層)が考えられるべきものと考ええる。	②突出した高さの建築を抑制し、近隣紛争の防止を図ること ③建築物の高さを制限することで、良好な住環境を保全すること 絶対高さ制限を定める高度地区の指定及び景観計画の策定は、平成23年に改定した文京区都市マスタープランにおいて示されたまちづくりの方針を実現するためのものであり、双方が連携しながら、良好なまちづくりを推進していく考えです。 景観計画では建物高さについて規制

			<p>できないため、都市計画で規制するものと考えています。ただし、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。(p.43)</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。(p.45)</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。(p.46)</p>
25	景観形成基準（建物高さ）	<p>2. 東京駅で話題になった「空中権」をこの景観計画にどう入れていくのか。保存すべき景観のまわりが高層建築で囲まれるのも問題だし保存のために「空中権」を活かしていく面も今後必要となって来ることも想定される。</p>	<p>建築物の建築等については、事前協議や景観法に基づく届出により、個別に周辺の景観に調和・貢献するよう指導することとしており、空中権を活用して計画されるものについても、同様に、個別に指導していきます。</p> <p>建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。(p.43)</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。(p.45)</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。(p.46)</p>
26	広告物の規制	<p>2) 全ての広告を厳しく規制する。(広告物を歩道に置かない等)</p>	<p>「東京都屋外広告物条例」に基づく設置の許可を必要とする広告物を対象に、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて、設置のあり方や色彩、</p>
27	広告物の規制	<p>主要幹線道路（特に白山駅付近）の景観が気になる。</p>	

		①不動産や・カラオケ店・貸ビデオ屋等の広告バタ・のぼりがみぐるしい。	デザインなどについて、景観に配慮されたものとなるよう指導・誘導しております。今後も同様に指導・誘導してまいります。
28	広告物の規制	宣伝用の幟の設置も同様に節度を守ってほしい。	また、道路上の広告物については、業者委託による違法広告物（はり紙、はり札、立看板）の除却清掃事業を年間22回ほどの頻度で行っており、毎年1万件程度の実績があります。引き続き、違法広告物がなくなるよう努めてまいります。
29	広告物の規制	②〇〇〇丁目〇〇通り、〇〇通りを歩いてみて歩道に置いてある商店、飲食店の看板は、美観は兎も角、障がい者にとって危険極まりなく規制するべきです。又建物の袖看板も審査をして規制が必要です。	
30	広告物の規制	4. ビルの屋上にある看板は規制対象としないのか？景観が良いとされる高台の坂などから多数の大きな看板がビルの屋上に設置されている光景を目の当たりにするが、調和した景観とは思えない。また神田川沿いの首都高からも多数の看板がみられ同様に調和したものとは思えない。	
31	広告物の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に看板の規制についての執行が緩い。色のことより大きさと個所数を厳しくするのが重要。外装の窓ガラスまたは窓の内側についても規制対象とするのが必要です。</li> <li>・店舗等が道路上（歩道上）に置看板、商品展示などしている。道交法でなく区条例で厳しく撤去して下さい。</li> </ul>	
32	広告物の規制	①面積1㎡以上の広告に広告設置税を取って下さい。（特区条例として）→この税収を区民の福祉にまわして下さい。	屋外広告物を表示・掲出等を行う場合、東京都屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものについては、許可申請手数料を徴収しております。
33	公共施設の景観	1. 景観づくりとは、見た目のみかどうか？高速や幹線道路は騒音を放ち、神田川は悪臭を放つが、これらに対する基準改善対策はどう取り扱い、計画をまとめるのか。見た目だけでは不十分と考える。	神田川の水質については、平成11年度以降、環境基本法で定められた生活環境の保全に関する環境基準の中で指定された基準値を達成しています。また、流域区の間水質監視結果等から、臭いの原因となる川底の沈殿物が溜まることを抑えるよう、神田川を管

			<p>理する東京都建設局に要望するとともに、水質の一層の改善を図るため、下水道局及び環境局等の関係部署に情報提供を行っております。</p> <p>景観計画（案）においては、神田川を「景観重要公共施設」の候補としており、その整備に当たっては、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づき、良好な景観を形成するよう管理者との協議・調整を行ってまいります（p.98）。景観計画は、都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けているものであり、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。</p>
34	公共施設の景観	<p>2. 飯田橋～早稲田までの神田川沿いは首都高が走っており、河川景観が良いとは思えないが、「調和した景観」とは何を目指しているのか不明である。</p>	<p>景観計画（案）においては、神田川を「景観重要公共施設」の候補としており、その整備に当たっては、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づき、良好な景観を形成するよう管理者との協議・調整を行ってまいります。（p.98）</p> <p>そうした神田川自体の修景を行いながら、周辺の建築物等については、「神田川景観基本軸基準」に基づき、その正面の立面を川側に向け、配置や外装材を川と違和感のないようにするなど、神田川と周辺地域が一体となるよう良好な河川景観の創出を目指していきたいと考えています。（p.21、p.72）</p>
35	公共施設の景観	<p>景観づくりの第一歩は「ガードレール」の撤去である</p> <p>①景観が美しくなる。</p> <p>②自動車等への乗り降りが目的地の前で出来る。現状では横断歩道の所</p>	<p>文京区の道路は道幅が狭く、歩車道が分離されていない路線が多いため、区で設置してあるガードレール（ガードパイプ）の多くは、歩行者が車道に飛び出さないことを目的としています。</p>

		<p>や角地で乗り降りしなければならず、バリアフリーの道路になっていない。</p> <p>③諸外国で東京の様にガードレールで何をガードしているのかわからない町は無い。</p> <p>④東京の室町三丁目交差点から、銀座八丁目の中央通にはガードレールが無く、美しい銀座通りがある。</p> <p>⑤幹線道路でも、歩道と道路の段差は20cm位あれば十分で、ガードレールの役割を果たす。</p> <p>⑥ガードレールを撤去する事により、狭い道路も広く使える。 次に道路の植栽・自転車置き場等も検討する課題だと思います。</p>	<p>また、景観計画では、「公共施設の整備に関する景観配慮事項」を定めており、ガードレールの付け替えや新規設置の際に、安全性を確保した上で、景観に配慮されたものとなるよう検討していきます。(p.96)</p>
36	公共施設の景観	<p>街灯についての意見 意見：区で管轄している街灯の色を「電球色(黄色)」にしてはどうか？ 理由：文京区は起伏にとんだ地形と歴史を感じさせる街並みなど面白い特徴を持っています。しかし夜間に白色系の街灯の下で目にする街並みはどこか白けているように見えます。 区内の街灯を順次「電球色」に替えていくことでコストは変わらずに「どこかホッとする」演出を追加することができます。 以上ご検討下さい。</p>	<p>現在設置を進めているLEDの街路灯について、電球色を使用する場合、光量は白色に比べ約半分となり、器具のランク及び電気代のアップにつながるため、電球色の使用は検討しておりません。 街灯の照明の色については、使用目的により最適な色が異なりますので、街灯の建替えや新規設置の際に、安全性及び経済性を考慮した上で、景観に配慮されたものとなるよう検討していきます。</p>
37	公共施設の景観	<p>景観が良くなれば見学者も増えると思います。外部の人が来ても分るような表示・過ごし易い施設を整備して完成するのではないのでしょうか。</p>	<p>区では、「観光ビジョン」における取組の柱のひとつとして、「まちあるきのための環境整備」を掲げており、これを受けて、「文京区案内標識等統一化計画」を策定しました。住民や来訪者に対する案内サービスの向上や文京区らしい美しい景観の創出を目的に、既存の案内標識等の集約やデザイ</p>
38	公共施設の景観	<p>計画通りの街並ができればパリ市のように「地番名」を商業ビル・マンションなどに「統一表示板・地番名」を規定した位置に取付けを義務づけ</p>	

		て下さい。 小生、東京・神田で出生 80 年「番地名」だけでは迷子になる。外国観光客の迷惑を考えて！！	ンの統一化などにより、より分かりやすく、また、景観に配慮された案内標識の設置を順次進めてまいります。
39	景観資源の保全	2. 学校、寺社、庭園、民家など歴史的建造物の保存、維持、管理は重要なことである。特に建造物だけでなく石垣、門塀、道路などの周辺にも力を入れて欲しい。	歴史的建造物の保存については、文化財保護法や文京区文化財保護条例に基づく指定等の制度があります。本計画においては、第 5 章において、「景観重要建造物の指定方針」を定めています。指定にあたっては、現状変更の際の制限等がかかるため、所有者の方の同意が必要です。(p.101) 道路については、第 4 章に景観重要公共施設について記載しており、現段階では、良好な景観を形成するよう舗装を工夫している箇所や、文の京都市景観賞を受賞している箇所など、特に良好な景観を形成している箇所を指定の候補とし、良好な景観の維持を目的としています。その整備に当たっては、景観重要公共施設の整備に関する事項に基づき、良好な景観を形成するよう管理者との協議・調整を行っていきます。(p.98) また、一般基準の配置 <sup>3</sup> では、敷地内に遺構や起伏に富んだ地形などがある場合はこれを生かした配置とすることや、一般基準の形態・意匠・色彩 <sup>8</sup> では、歴史や文化の趣が感じられる建築物の建替える際には、その趣を引き継ぐよう配慮することなどを定めるなど、一定規模以上の建築物の建築等に際し、現在ある良好な景観が著しく損なわれないよう指導・誘導を行ってまいります。(p.45)
40	景観形成の推進	・これ迄の景観審は名ばかりです。本気で取り組んで下さい。 ・主要道に面する場合、規模に関わらず景観審対象とする。	景観づくり審議会は、景観づくりに関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、調査し、又は審議する機関であり、個別の案件については、景観ア

			<p>ドバイザー制度を活用していきます。</p> <p>また、景観法に基づく勧告や変更命令を行う場合については、景観づくり審議会の審議を経た上で実施してまいります。(p.108)</p>
41	放置自転車	<p>景観を保全しようとするのであれば、何よりも、市街の景観を優先して検討いただきたい。道路には、ラーメン屋や薬屋の旗がひしめいている。大変見苦しい。ご大層な能書きを言う前に、のぼり、旗、設置看板、放置自転車を何とかして欲しい。街を歩いて楽しくなるような街にしたい。ほとんどの、のぼり、旗、設置看板、放置自転車は違法なのだから、しっかり取締りを行うようにすべきであろう。毎日でも取締りすべきである。ロンドンもパリも、このような雑な景観は許していない。地道なところから手をつけて欲しい。区の職員は、税金で雇用されていることを、しっかり認識して欲しい。ご立派な景観計画を検討する前に、やるべきことがある。</p>	<p>景観づくりを行う上で、景観計画において景観形成基準を定め、建築物の意匠や色彩、外構の床仕上げ、塀の意匠、緑化などについて、周辺と調和するよう誘導していくことが、区の良好な景観づくりのためには必要であり、ご指摘のような違法広告物の除却や放置自転車対策も重要な要素であると考えております。</p> <p>区では、放置自転車の発生防止を図るため、一定規模以上の物品販売業の用途等の建築計画を実施しようとする事業者に対して、自転車駐車場の設置を誘導してまいりました。今後は、「東京都自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」(平成25年7月1日施行)に基づき、東京都と連携し、自転車の駐車需要を生じさせる商業等の事業者等に対しても、駐輪場所確保についての協力を要請することを検討してまいります。</p>
42	放置自転車	<p>主要幹線道路(特に白山駅付近)の景観が気になる。</p> <p>②街路樹を汚す自転車の放置</p>	<p>また、「文京区自転車等の放置防止に関する条例」や「文京区交通安全計画」に基づき、主要駅周辺の自転車駐車整備に合わせて放置禁止区域を定めるとともに、その他の区道においても随時の警告を行い、改善されない場合は撤去しています。さらに、東京都及び警察等と連携し、放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。今後も、鉄道管理者や道路管理者の協力を得ながら放置自転車対策に努めてまいります。</p>
43	放置自転車	<p>次の二点を申し上げます。</p> <p>b.白山一丁目白山通り歩道上の放置自転車及ゴミ</p> <p>以上の二点が景観基準から考慮すると改良・是正を要すると思います。</p>	<p>(広告物については前述(本資料</p>



			p.18) のとおり)
44	電線・電柱	1) 電柱を地下へ移す。	都市計画道路の拡幅に合わせて地中化している箇所があります。また、区道でも一部、地中化を行っております。しかしながら、地中化のためには、十分な歩道幅員が必要となるなど、課題が多いことも事実です。 すべての電線類を地中化することは難しく、軒下配線等の方法もあることから、景観計画（案）では、第2章の「2-3 景観づくりの基本方針」の基本方針4において「無電中化」と記載しています。(p.35)
45	電線・電柱	主要幹線道路（特に白山駅付近）の景観が気になる。 ③電線類の地中化 文京区景観計画（案）に大賛成ですが上記項目もとりにしめる様お願いします。	
46	電線・電柱	④幹線道路等基準 コミュニティ道路、生活道路も含めてすべての電柱は地下埋設を急ぐべき。 震災、火災時に妨害にならぬように埋設が必要。	
47	電線・電柱	電線を地下に埋めてほしい。これほど景観を損なうものはないと考えております。文京区に住んで10年以上過ぎましたがまったく地上の電線が減っていないことをとても残念に思います。 是非とも電柱をなくして行ってください。これは街の質を高めることだと思います。	
48	電線・電柱	歩道の真中に建てられた太い電信柱を取り除き地下へ・・・ 特にひどいのが千駄木⇔根津（根津神社近辺の歩道のド真中に太い電信柱が続いています。ベビーカーや車椅子は通れないし電信柱をよければ傾くし、ひどいです。） 有名な根津神社須藤公園等、良いところが近くにあるのに歩きにくくてとても残念です。これからは、電信柱を建てる位置に配慮してほしいです。景観もよくなると思います。 近くの「くらしの道ゾーン」道路がありますがあの道の様に増やしてほしい。	

49	電線・電柱	私の地区は幹線道路から少し入ったところですが、幹線道路(団子坂⇄動坂)を使うことが多いのにもかかわらず長い間不便を感じていました。 ①歩道の真中に電信柱、歩くのも車いすもようやく通れる幅しかない	
50	電線・電柱	目の前にある狭い道路の真上を沢山の電線が通っていて、地震の時等危険を感じています(切断、倒れるなど)。電線を地中に埋めることを考えて頂けないでしょうか？ 竹早小、他の児童の通学路にもなっており、安全で更に良い景観のためにも是非よろしくご考慮下さい。	
51	電線・電柱	・電柱の地中化が難しい道路の場合、電力会社の他のケーブルを後から後から架設するため見苦しくなる。これはインフラ各社とどうやればスッキリした見映えにできるか全国に先駆けて検討してはどうか。(ヨーロッパ、アメリカ等のアジア各国との違いは電線にある)	
52	電線・電柱	②電線の埋設を進めて下さい。	
53	道路の管理・整備	歴史ある文京区にこうした景観計画があるのは素晴らしいと思います。 加えて思うのは、護国寺から走る音羽通りについてです。寺からまっすぐ走る、とても景観の良い道ですが、緑がまったくなく、人が集まりにくい通りとなっています。 こちらに、けやきや桜などを入れ、並木道にすれば、人が増え、芸術などの活動も増え、街が活性化するのではないのでしょうか。	ご指摘の音羽通りの管理は東京都で行っております。ご意見として承ります。 また、音羽通り沿道の敷地については「幹線道路等基準」の対象範囲であり、一定規模以上の建築物の建築等の際し、音羽通りに面する部分の緑化について誘導を行ってまいります。 (p.65)
54	道路の管理・整備	一般的に「自然を残し、さりげない手入れを怠らない」という方針が望ましい。 例えば、春日通り中央分離帯のグリーンベルト、伸び放題でヤブカラシ	ご指摘の道路の管理は国土交通省で行っております。内容について、担当部署に連絡いたします。

		<p>やアキノキリンソウがはびこっているのは見苦しいし、見通しが悪くなり危険である。(チガヤの中にいつのまにか野生のユリが根付いて咲いている所などがあるのはほほえましいが) 年間を通して適切な刈り込みをすべきと思う。</p>	
55	道路の管理・整備	<p>道路計画について</p> <p>私は毎日買物時に駒込警察署側を通るのですが非常に道幅が狭く一日中通勤の方も含め人がすれ違うのもお互いによけ合いながら通行する状態です。</p> <p>自転車方や乳母車、買物車の人も皆困っています。</p> <p>是非共、文京区の方で働きかけをして道路道幅の検討に早急に着手してください。現実の通行量に追いついてません。</p>	<p>ご指摘の道路の管理は東京都で行っております。内容について、担当部署に連絡いたします。</p> <p>なお、区では、幅員4m未満の建築基準法第42条2項道路については、沿道の建築物の新築や建替えなどに伴い、道路の拡幅を行っていただくよう「細街路拡幅整備事業」を実施しております。</p> <p>景観計画では、区全体に係る景観の視点から、景観法に規定している事項を基本とした内容について盛り込んでいきたいと考えております。</p>
56	道路の管理・整備	<p>次の二点を申し上げます。</p> <p>a.薬師坂歩道の狭さから、特に西側歩道の混雑が酷過ぎる。</p> <p>以上の二点が景観基準から考慮すると改良・是正を要すると思います。</p>	
57	道路の管理・整備	<p>私の住んでいる所は寺町の一部。本駒込で本郷通りに面しております(マンション5F)</p> <p>近ごろは赤信号でも止まる事が出来ないほどのスピードの車も多く、車のスピードを落とすことが出来るような方法はないもののでしょうか。音も同様です。</p> <p>スピードを出しにくい車道はつくれませんか？</p>	
58	道路の管理・整備	<p>私の地区は幹線道路から少し入ったところですが、幹線道路(団子坂→動坂)を使うことが多いのにもかかわらず長い間不便を感じていました。</p> <p>②歩道に傾斜があるため車いすが車</p>	

		道に乗り入れそうになる ③歩道を歩いていると自転車を何度もよけなくてはならない 景観計画以前に安心・安全な歩道を確保し、その上で緑が確保できることを期待しています。	
59	道路の管理・整備	4) シビック前の交差点路上にある鉄製の飾り物を撤去(醜い)	ご意見として承ります。
60	その他(個別案件)	文京区〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の件 1. この地域は第1種低層住宅でありながら、なぜ四階建てなのか疑問 2. このマンションの提供道路につまづき、歩きにくいブロックが設置されている危険さでありながら提供道路とは疑問 3. 交差点の角に植栽されている全く手入れもされていないボサボサ伸び放題の高木。明らかに公道に伸びているのになぜ区は注意しないのか疑問。 幾度も電話でも、ハガキでも訴えても少しも改善されず、どうせ書いても没にされるのでしょうか。	当該地は、第一種低層住居専用地域に指定され、高さの限度が10mに定められていますが、空地の確保等、一定の条件を満たし、建築基準法第55条第2項の認定を受けていることから、高さの限度が12mとなり、4階建ての建築物の建築が可能となります。提供道路の管理は当該マンションが行っているものであり、区所有のものではありません。ご意見として承ります。 また、ご指摘の高木については、当該マンション所有のもので、上空で伸びている枝については、地面から4.5メートル以上の位置にあることや、道路上の清掃はされていることもあり、道路管理上大きな支障は認められません。今後、区道上への落葉等の影響が懸念される場合などが生じたときは、当該マンション管理会社に対し指導してまいります。
61	その他(個別案件)	・「東京大学」の遠景が見苦しいです。ブランドかもしれないが、キャンパスにも景観を徹底しなければ。	現行の景観条例においても、景観事前協議の対象であり、建築物の建築等を行う際には、区と協議を行っております。今後も同様に、景観誘導を行ってまいります。
62	その他	基本的には計画案に賛成ですが、都市造りと云う点から考えると具体的な事が全く分かりません。都市は人が	公衆トイレ等については、公園や児童遊園にあるものも含め、区内に71か所設置しています。

		<p>生活して始めて成立します。景観だけ良くて生活出来なくては意味ありません。景観が良くなり、多くの人が集まれば、自然と諸問題が生じます。例えば、トイレとか休息所です。</p> <p>そして現在最も関心が有るのが災害時の避難所ではないでしょうか。現在も緑の多い公園にはトイレも有り実に良い。但し、街中を歩くとトイレも避難所もない。この点については学校を使用できるように工夫できないでしょうか。学校は分り易いし空間も有る。但し管理面で考える必要はありますが・・・学校以外でも協力できる事務所が有れば、災害時には利用出来るとか分るようにする。空家があれば利用できるようにする。</p>	<p>また、敷地面積<math>\geq 3,000 \text{ m}^2</math>の建築物等に適用する一般基準の配置<sup>1</sup>等に基づいて、道路側にオープンスペースを設けることを誘導するとともに、人が憩える空間とすることをガイドラインを用いて推奨してまいります。</p> <p>(p.46)</p> <p>避難所については、区では、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた区立小・中学校等を避難所として指定し、食糧や仮設トイレなどの生活用品を備蓄しています。また、災害時に避難所を円滑に管理・運営できるように準備を進めているところです。</p>
63	その他	<p>また、湯島地区は指定されていない。湯島には、これ以上オフィスビルはいらぬ。住宅地として整備する。ワンルームマンションは建てない。そして、B グルを開設し、利便性を高める。</p>	<p>建築物の用途は、都市計画(用途地域)で定められており、商業地域や近隣商業地域などに指定されている地域では、オフィスビルの建築を規制することはできません。また、景観計画では、建物の用途については規制することはできません。</p> <p>なお、ワンルームマンションについては、区では、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、円滑な近隣関係の保持及び良好な生活環境の維持に資することを目的に、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例を定めております。</p> <p>Bーぐるについては、ご意見として承ります。</p>
64	その他	<p>・文京区は樹木の多い方だと思いますが、個人への植栽補助や配布など</p>	<p>区では、一定の条件を満たし、生垣又は屋上緑化、壁面緑化を新たに設ける</p>

		も良いことだと思います。	場合、要した費用の一部補助を行っています。 また、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」における共同事業普及・啓発として、毎年4月頃に、区民の方にグリーンカーテン用のゴーヤの種を配付しています。
65	その他	・再開発など建築に関わってきました。検討会等への参加望む。	区が設置する審議会や委員会、検討会などの検討組織における区民委員の募集の際には、区報や区ホームページでお知らせいたします。
66	その他	住宅地です。 塀、道路、ハミ出し注意してください。 木、切って	ご意見として承ります。
67	その他	緑地として墓地を使え豊島ヶ岡御陵も含め、市民に開放することも防災の観点も含めて文京区に様々な年齢・背景の人を集めることにつながるのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
68	その他	文京区に茗荷谷という地名がありますがその昔茗荷を栽培されていたか、又発祥地であるかわかりませんが、これから先なんらかのかかわりで文京区のみょうがが全国に知られたらうれしく思います。 茗荷谷→みょうが、地区固有の特性景観となるかも知れません。	ご意見として承ります。
69	その他	3. 神田川景観 水道橋—お茶の水間の整備、お金をかけすぎではありませんか？	ご意見として承ります。
70	その他	桜並木のピンク・紫の電飾、ちょうちんはやめてほしい。	ご意見として承ります。

71	その他	<p>敬称は略す。</p> <p>まず、私は3つの会場に足を運んだ。不忍通りふれあい館にて、他の会場では配布されていないのに、根津千駄木地域のまちづくりに関する冊子がわずか4名の参加者に配布された。これは何を目的とするか不明である。5つの会場に平等に配布すべきである。</p> <p>また、高橋は、私が同席している区側の年齢層の若い職員の見解を真面目に聞いているのに、高橋は威圧的にそれを制し、司会の高橋自らが回答するなど、質問者に敵対的の行爲を行った。区民の質問に際し、若い職員の率直な回答を期待しているのに、つまりは区内をつぶさに自分の足で歩いて比較し、何が問題なのか？という彼らの回答能力を問いたい私の質問は高橋により抹殺されたのである。</p> <p>私の発言は、議事録として、忠実に個人と特定できる情報を含めて掲載されたい。</p> <p>意見を下記述べる。</p> <p>景観を独占的に有利に享受する建物所有者は誰か？</p> <p>他ならぬ、最高高さまで建築できた物である。絶対高さ制限があろうとなかろうと、特定行政庁が許可した建築計画許可処分ならびに建築基準法により確認処分された計画では、都市計画法など総合的に考慮すれば、景観計画など付随的なものであり、容積率の緩和により突出した建物高さにより、地域への景観配慮など本来無意味である。</p> <p>なぜならば、処分庁が特例等、区長による決定などで、絶対高さ制限は、遵守されないからだ。</p>	<p>説明会の質疑応答については、原則、課長が対応することとしております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>特定の個人（法人）の権利又は正当な利益を害するおそれがある内容については、当該個人（法人）の特定につながる部分を伏せさせていただいております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>景観計画は、都市計画法や建築基準法などによる制限に加え、建築物や工作物などの配置や意匠、色彩などについて、良好な景観を形成するよう規制・誘導を行うものです。</p> <p>景観計画では建物高さについて規制できないため、都市計画で規制するものと考えています。なお、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております（p.43）。</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。（p.45）</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。（p.46）</p> <p>また、本計画案の作成に当たっては、区民参加の意見交換会や区民説明会、学識経験者や区民などで構成する景観審議会や景観計画検討委員会などにおける意見を反映させているものであり、区の判断だけで作成しているものではありません。</p> <p>なお、ご指摘の建築計画については、文京区景観条例に基づき、協議を行っ</p>
----	-----	---	---

		<p>区民のものである（いわんや国民のものである）文京区の景観基準を定めることなど、絶対高さ制限が意味のあるものと区民に周知、理解されない限り、景観を独占的に支配するのは、他ならない〇〇〇〇により、建築主の許可を得るために、美辞麗句に過ぎない。</p> <p>ましてや、景観は主観的な要素が多分にあり、それが景観であるという判断基準が学識よっても曖昧であり、かつ恣意的であろう。先住民の見慣れた景観と、ここ数年来、コンサルタントとして景観を論じる外部委託などは、見識を疑わざるを得ないのは、その町がどのように変わっていったか？変わった原因は何か？空が見えることと密接に関与するその地域、他方隣接する行政区からの景観を双方公平に見る美意識すら欠落しているからではないだろうか？</p> <p>神田川景観を独善的に利用し、宣伝文句としている 〇〇〇〇 〇〇〇を糾弾せねばなるまい。</p> <p>何度でも言うが、その居丈高なアンバランスな〇〇〇〇〇〇〇〇により、北西側広範囲に広大な日影を与えている元凶である 〇〇〇が、南側に公開空地を広く作り、〇〇〇（〇〇〇〇付）を意図的に作るのは、独善的な神田川の景観支配である。敷地内の北側に〇〇〇を建築し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇なるそれまで存在していない渡り廊下で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇などで、神田川方向の空と神田川の土手の緑を見ることを地域住民から強奪したのだ。説明会</p>	<p>ております。ご意見として承ります。</p>
--	--	--	--------------------------



		<p>10回、意見交換会7回全出席、異議申立人として、東京都から請求人適格を有すると判断された区民として、下記、審議内容や、空欄の目立つ届書などを入手した以上、この協議には独善的だと判断されても致しかねない。</p> <p>具体的な配慮事項は、具体的な説明が皆無である。特徴がないから苦慮した上で、説明になっていない。</p> <p>高橋は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 景観づくりに係る行為の変更届出書（文京区アドバイザー会議資料）を基に、〇〇文都計第〇〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日において</p> <p>（※）</p> <p>これら3枚を見ると、具体的な配慮がすべて〇〇〇を中心に文京区が最恵国待遇ごときの恩典を与える表記と回答で埋め尽くされている。テーマと基本方針が合致せず、具体的な配慮の説明がない。</p> <p>1)公開空地をできるだけ大きく確保した計画とした。</p> <p>冗談ではない。南北逆である。むしろ高橋の執幼に繰り返した、できるだけ中央によせることが、本来正当な建物の位置である。しかし、南側公開空地が広大で、北側はわずか6Mもみたくない。南側の庭園を削り、北側公開空地を東京都の指示通り7M以上確保したがるのである。よって、地域への配慮は偽善行為であ</p>	
--	--	---	--

		<p>る。納得すらも理解も及ばない。</p> <p>2) 景観計画書を見ると、まるで回答になっていない。</p> <p>具体的な配慮事項において</p> <p>○周辺のまち並みの特性・課題の下記具体的な説明の回答語句が</p> <p>神田川の緑</p> <p>○○○既存建物の要素を抽出し、本計画の立面計画と色彩計画（○○、○○○○）に継承させる。</p> <p>外堀どおりの景観を継承し、周辺建物と調和する計画</p> <p>キーワードは空欄のまま。 印影のある○○○建築群←ここまで言うなら、○○○により、日影のまちになったの言いたい。</p> <p>ガラス部にフィルムを用いて上空通路から周辺建物への視線をカットする計画（○○○○）</p> <p>↑○○らの北側住民は、○○○○○の大きな外窓群から、プライバシーが侵害されている。</p> <p>さらに怒り心頭なのは、</p> <p>周辺建物との調和 周辺建物への圧迫感の低減</p> <p>何をかいわんやである。○○○代理人、○○○○の○○○○は、「私は圧迫感を全く感じません。」と毅然と意</p>	
--	--	--	--

		<p>見交換にて、住民側と対立した発言の議事録音証拠がある。</p> <p>キーワード 空欄のまま放置</p> <p>基本方針 個性的なまちのまとまり、まちの骨格構造</p> <p>神田川の緑と児戯に等しい語句が一言である。</p> <p>キーワード項目に空欄が目立つ。</p> <p>総じて、区民住民が、神田川景観を享受できる住環境を〇〇〇が絶壁を作る。北側住民には神田川景観断絶を区側はすりかえ、界隈へのゲート空間を印象づける。と記載があるが、どのように、緑や水面を活かし、どのように神田川のつながりを目指すのか？一切空欄放置のまま、本件景観協議は協議済みとなっている。いいかげんなずさんな慎重さに欠ける協議である。</p> <p>さらに中村賢司課長のときには、区はメディカルタウン構想などありませんと録音されているのである。</p> <p>にもかかわらず、医療機関関連業の集積する趣のせいで、暗く、陰湿、病的、偏執的で、特徴のない、IDカードをぶらげた〇〇〇〇が公道歩道を建設作業員とすれちがう、異質変質的な街である。</p> <p>もっともこのような特徴を直視せずに、神田川の緑だの、緑の連続だの、本郷給水場公苑に日影をつくるのに、緑に囲まれたのでなく、緑を覆っている〇〇〇が正しい。</p>	
--	--	--	--

		<p>景観は不特定多数の人間が享受できるのに、一方的に事業者の有利なように表現され、公益性を大義に実際はデメリットがあるのに、その事実を歪曲しかねない。事業主側の独善的行為を区が助長しているだけである。</p> <p>説明会場で、ある区民が、景観は主観的要素が多分にあり、ある意味区の体裁のいい自己満足に等しいというような意見があったが、その通りである。</p> <p>最後に、景観を区民の観点から門戸開放するならば、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を許可するな！      景観交通視認性が悪化する障害物を〇〇〇〇に作るな！      〇〇〇〇真下にある区道歩道に日影を作り、区道沿道の緑を破壊するな！      区民の財産である、区道〇〇〇、〇丁目歩道橋がなぜ区道になったのか？何の目的か？高橋らは尾川区長のとときにどのような協議がされていたのかを冷静に思慮したい。〇〇ニーズではない。</p> <p>景観計画は未成熟であるのと同時に区民全体は参加していない事実から関心がないのであるから、今後ともこのような事業者側に有利な景観計画になるのである。緑の連続は南側独占〇〇の〇〇示威行為であり、緑の元となる、太陽光の断絶計画であることを確信しているからである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
--	--	--	--

		<p>※ 本意見には、個別の建築計画に係る文京区景観条例に基づく協議資料の添付がありましたが、本意見募集は、文京区景観計画（案）等についてのものであり、また、特定の個人（法人）の権利又は正当な利益を害するおそれがあり、当該資料を本資料に掲載することにより、個人（法人）を特定が容易であることから、本資料への掲載は省略いたしました。</p>	
--	--	---	--

(2) 区民説明会における意見・質問と区の考え方

①5月9日(木) 文京シビックセンター 5階 会議室C

番号	区分	意見・質問	区の考え方
72	その他	<p>通常の区報は町会により各戸配布に対して、区報特集号は新聞折り込みになってしまうのはなぜか。</p> <p>区報特集号を新聞折り込みでの配布にしまうと、新聞を取っていない区民の方は区報特集号が届かないのではないか。</p>	<p>区報特集号を発行する際には、事前に区報通常号で、区報特集号を発行する旨をお知らせし、地域活動センターや図書館などの区施設等へ配架しているほか、区ホームページでも区報特集号を公開しています。また、この度の意見募集については、町会掲示板や区設掲示板、区施設へのポスター掲示等で周知しております。</p>
73	その他	<p>区報特集号の新聞折り込みと、区報通常号配布に対し町会へ支払う費用について、情報公開を掛けさせてもらう。</p>	<p>意見としてお伺いしました。</p>
74	景観形成基準(建物高さ)	<p>絶対高さ制限の既存不適格物件と、外堀通りの景観との関連はどのように考えているのか。</p>	<p>建物の高さについては、景観計画では規制できないため、都市計画で規制するものと考えています。ただし、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。(p.43)</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。(p.45)</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。(p.46)</p> <p>外堀通り沿道の建築物等については、幹線道路であることから、区の骨格としてふさわしい風格と潤いのある沿道景観をつくとともに、神田川と調和した景観を形成していきます。</p>
75	その他	<p>建物の高さや、坂上と坂下といったことに関連して、区内でどのような建築</p>	<p>建築紛争は様々な要因で起こるものと認識しております。景観計画では、坂道</p>

		<p>紛争が起きているか、知っている例を挙げてほしい。</p>	<p>の沿道敷地に建つ建築物等に対して坂道基準を設けているほか、一般基準において、高台からの見え方に配慮し、屋上設備を目立たないよう工夫するなどの基準を定めています。</p>
76	<p>景観形成基準</p>	<p>東京都景観計画で定める神田川景観基本軸と、文京区景観計画で定めるその違いを教えてください。</p> <p>対象区域について、東京都は河川区域から30mであり、文京区は60mとなっているが、何が違うのか。</p>	<p>文京区景観計画で定める神田川景観基本軸基準は、東京都景観計画で定める基準を、調整を加えながら引き継いでいるものです。</p> <p>東京都景観計画で定める神田川景観基本軸の区域図を精査した結果、外堀通り沿道の敷地が区域外となっている箇所があり、当該道路は神田川と一体となったまち並みを形成していると認識できることから、当該道路沿道の敷地も神田川景観基本軸基準の対象範囲とするよう、河川区域から60mとしました。</p>
77	<p>景観計画全般</p>	<p>景観は主観の問題であり、計画をつくっても意味がなく、区の自己満足ではないか。景観についてこと細かく基準を設けるよりも、電線・電柱や放置自転車を無くした方がより効果的である。何より防災についての取組を進めるべきである。</p>	<p>景観に対する国民の関心の高まりを受け、景観法が制定されたように、良好な景観形成は、心豊かな生活環境の形成や、区民等が地域への愛着を持てるまちづくりにつながると考えております。</p> <p>また、本計画案の作成に当たっては、区民参加の意見交換会や区民説明会、学識経験者や区民などで構成する景観審議会や景観計画検討委員会などにおける意見を反映させているものであり、区の判断だけで作成しているものではありません。</p> <p>電線・電柱については、都市計画道路の拡幅に合わせて地中化している箇所があります。また、区道でも一部、地中化を行っております。しかしながら、地中化のためには、十分な歩道幅員が必要となるなど、課題が多いことも事実です。すべての電線類を地中化することは難しく、軒下配線等の方法もあることから、景観計画(案)では、第2章の「2-3</p>

			<p>景観づくりの基本方針」の基本方針4において「無電中化」と記載しています。また、放置自転車については、他の条例や計画により、対策しております。安全性については、非常に重要なものであると考えており、文京区地域防災計画や建物の耐震診断の補助、緊急輸送道路の整備など、景観とは別の法令や事業などによって確保していきます。</p>
78	景観形成基準	<p>景観計画の基準が適用されるのは、新築のみなのか。</p>	<p>新築だけでなく、増築や改築など、計画p.44に記載されている行為が、届出の対象です。</p>
79	景観形成基準	<p>「調和」という言葉が多数使われているが、調和しているかどうかは誰が判断するのか。</p>	<p>基本的には、周辺の建築物等と同調した意匠や素材などを取り入れていただくことが良いと考えています。難しい場合は、色彩を合わせることで、調和を図っていただくことなどの方法があります。また、区職員だけでなく、景観に関する見識、経験を持つ専門家である景観アドバイザーを活用し、専門的な助言を得ながら、良好な景観の形成を推進していきます。</p>
80	広告物の規制	<p>景観計画をつくることは、意義があることだと思う。区民である自分たちが景観づくりをしていかなければならないと思う。</p> <p>広告物の派手な色彩を規制すれば、効果があるのではないか。</p> <p>鎌倉では、地色の派手な色と文字色を反転させている広告物がある。参考に、頑張りたい。</p>	<p>「東京都屋外広告物条例」に基づく設置の許可を必要とする広告物を対象に、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて、設置のあり方や色彩、デザインなどについて、景観に配慮されたものとなるよう指導・誘導しており、今後も同様に指導・誘導してまいります。</p>
81	景観形成の推進	<p>今回の景観計画では、細かいところで良い事が書いてあると思う。しかし、この計画が具体的に運用されたとき、事業者が実際にどのように設計すればいいのかということが、計画を見てい</p>	<p>現行の景観条例に基づき景観事前協議を行っております。個別の協議において、区から事業者側に直接要請を行い、協議を行えば、計画を修正していただき、協議終了となることがほとんどで</p>



		<p>るだけでは伝わり難いように感じた。解りやすいガイドラインを作成するという話ではあるが、景観計画と同時に出していかないといけないと思う。</p>	<p>す。については、今後、景観計画においても、個別の協議を行い、基準の内容を理解していただき、設計に反映していただけるものと考えています。</p> <p>また、景観計画の策定と同時に、ガイドラインも合わせて策定することとしております。</p>
82	景観形成基準	<p>現在の景観特性基準だけでは足りない気がしている。今後、増やす予定があるのか。</p>	<p>まずは、計画案で定めている景観特性基準を運用していきたいと考えています。ただし、一般基準は汎用性が高いものであり、景観特性基準では対象となっていない魅力要素の周辺の建築物等については、一般基準を用いながら誘導していきたいと考えています。</p>
83	景観形成の推進	<p>景観アドバイザーはどのような方なのか。責任ある体制で景観アドバイザーは活用してほしい。</p>	<p>景観に関する見識・経験を持つ専門家で、現在2名の方を選任しています。景観アドバイザーは、景観事前協議に際し、区に助言を行うものであり、責任を持って指導を行うのはあくまでも区です。</p>
84	景観形成重点地区のモデル地区	<p>現在ある建物が、良い景観を形成しており、現在の建物をどう維持していくかが大事である。については、根津などの古いまち並みを維持していくのが文京区の課題だと思うが、防災面での課題もあり、今後どうしていくのか。</p>	<p>根津地区では、昨年度より、根津らしい景観づくりについて、地区の皆さまと検討を行っており、今後、景観形成重点地区基準の作成に向けて検討していきます。また、防災性の向上等のため、地区計画を定めることを目指して、今年度より、まちづくり協議会による検討を行い、地区の皆さまとまちづくりを進めていきます。</p> <p>防災性の向上のため、建物の更新等を進めながら、景観形成重点地区基準を定め、風情ある景観を守り、引き継ぎ、創っていききたいと考えています。</p>
85	景観形成基準	<p>室外機や自動販売機の設置や色彩等についての基準があるが、建築基準法では規制できないのではないかと。景観計</p>	<p>建築基準法では規制はできません。しかし、景観計画では、一定規模以上の建築物の建築等は届出の対象であり、景観形</p>

		画で本当に規制できるのか。	成基準への適合を求め、指導・誘導を行っていきます。
86	景観形成基準	スカイラインとは何か。	山岳の稜線や建築物の連なりなどにより形成される空との境界線のことをいいます。 p.161 の用語集をご参照ください。

※その他、個別の建築計画に対するご意見がありましたが、本説明会は、文京区景観計画（案）等について意見募集を行うに当たり、その内容を区民の方にご理解いただくことが主旨であるため、本資料への掲載は行いません。

番号	区分	意見・質問	区の考え方
87	景観計画全般	景観計画が実施された場合、強制力はどのくらい発揮されるのか。	建築物又は工作物の形態・意匠・色彩が、景観形成基準に適合しないものについては、景観審議会の意見を聴いた上で、法に基づく勧告や変更命令などが行えるようになります。
88	公共施設の景観	景観重要都市公園に小石川植物園が入っていないがなぜか。	景観重要都市公園に指定する際には、当該公園における良好な景観の維持を図るため、管理計画が策定されていることが望ましいと考えております。小石川植物園については、管理計画がまだ定められていないため、記載していませんが、今後、管理計画が策定されれば、管理者との協議・調整の上、景観重要都市公園に指定していきたいと考えています。
89	景観計画全般	区報特集号の中に、今後のスケジュールが記載されているが、すでに条例制定、施行等は決まっているのか。もっと早く案を出して欲しい。スケジュールが決まっている段階で、意見を述べてもあまり意味がないのではないのか。	今後のスケジュールに関しては、あくまでも予定です。 また、本計画案を作成するに当たっては、平成23年度から約2年間掛けて検討しており、骨子及び素案の段階で、意見募集及び区民説明会を開催させていただき、区民の方のご意見を反映させております。今後は、この度の意見募集におけるご意見を踏まえ、景観審議会等の手続を経て策定・実施していきます。
90	景観計画全般	景観は住民個人の問題であり、自分たちで行うべきものであって、区が行うものではない。もっと防災等のことを計画に盛り込むできではないのか。	例えば、景観に配慮することなく派手な色彩を用いた建築物が建築される恐れもあり、基準がないと規制・誘導ができないことから、景観計画は必要なものだと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。 安全性については、非常に重要なものであると考えており、文京区地域防災計画や建物の耐震診断の補助、緊急輸送道路の整備など、景観とは別の法令や事業な

			どによって確保していきます。
91	その他（個別案件）	〇〇〇〇〇など、事故があっても改善されていない。景観上問題な建物がたくさんあると思う。	今後、新築や改築、改修などを行う建物で一定規模以上のものについては、景観計画に基づき、景観形成基準への適合を求め、規制・誘導をしていきたいと考えています。
92	その他（個別案件）	景観とはだれのためのものか。〇〇〇のための計画ではないか。 いままで生活の中で見えていた神田川のと緑が、新しくできる建築計画のせいで見えなくなる。	特定の方だけのものではなく、皆さまのためのものであると考えております。 景観についての指導・誘導は、文化財庭園や緑のまとまりなどの主要な視点場として設定しているものを除き、特定の場所や個人の建物の中からの見え方ではなく、道路等の公共空間からの見え方を考えて行っております。
93	景観形成基準（建物高さ）	高さで景観は切り離されないと。思う。	建物の高さについては、景観計画では規制できないため、都市計画で規制するものと考えています。ただし、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。（p.43） また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。（p.45） さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。（p.46）
94	景観計画全般	事業者が建物を建てる場合は、景観に関することは後回しになる。罰則を設けないと効果が薄いのではないかと。	建築物又は工作物の形態・意匠・色彩が、景観形成基準に適合しないものについては、景観審議会の意見を聴いた上で、法に基づく勧告や変更命令などが行えるようになります。
95	景観形成基	スカイラインの調和とは、どのような	建物の高さが揃っていることだけでは

	準	ことか。	なく、周辺のスカイラインよりも突出した部分についてセットバックしたり、形態の工夫により隣接する建物から高さがなだらかに変化しているようにするなどの方法があります。景観計画の実施の際には、ガイドラインを作成し、分かりやすく示していきたいと考えています。
96	景観形成の推進	ガイドラインはいつできるのか。	景観計画の策定と同時に、ガイドラインも合わせて策定することとしております。

※その他、個別の建築計画に対するご意見がありましたが、本説明会は、文京区景観計画（案）等について意見募集を行うに当たり、その内容を区民の方にご理解いただくことが主旨であるため、本資料への掲載は行いません。

③5月11日（土）文京福祉センター 6階 視聴覚室

番号	区分	意見・質問	区の考え方
97	景観形成基準	小石川後楽園からシビックセンターや東京ドーム、ドームホテル等が見える。既に出来てしまっている建築物であるが、景観計画ではどう考えているのか。	今後、新築や改築、改修などを行う建物で一定規模以上のものについては、景観計画に基づき、景観形成基準への適合を求め、規制・誘導をしていきたいと考えています。 小石川後楽園の周辺には、地区限定基準である文化財庭園等景観形成特別地区基準を定めており、既存建物でも大規模修繕等がある際には、庭園内の視点場からの見え方について配慮していただくよう指導・誘導を行っていきます。
98	景観形成基準（絶対高さ）	絶対高さ制限では、既存不適格物件は1回まで建替えが可能となっているが、景観計画では、絶対高さの既存不適格物件についてはどう考えているのか。協議の際に、景観の観点で不適合となったらどうなるのか。	一般基準において、ご指摘の既存不適格物件などの絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。（p.46） 建物の高さについては、景観計画では規制できないため、都市計画で規制するものと考えています。ただし、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。（p.43） また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。（p.45）
99	景観計画全般	この景観計画に法的拘束力はあるのか。	建築物又は工作物の形態・意匠・色彩が、景観形成基準に適合しないものについては、景観審議会の意見を聴いた上で、法に基づく勧告や変更命令などが行えるようになります。
100	景観計画全般	不動産の仲介業者は、こういうことに対して無関心ではないか。事業者、特に不動産仲介業者に対する指導、PR	景観計画は、建築物の新築や改築などの際に、計画に定める景観形成基準への適合を求め、景観法に基づく行為の届出や

		に大いに力を入れていただきたい。	指導を行うためのものであり、不動産売買に際して直接影響が出るものではありませんが、不動産売買の際の重要事項説明書の作成等のため、区の窓口等に用途地域等の調査に来られる方には、景観法に基づく規制内容についてチラシ等で説明しているため、一定程度の周知は図られているものと考えております。今後とも、周知に努めます。
101	その他	まちや通りごとに、そのイメージが伝わるようなキャッチコピーがあると良いと思う。	通りに名前を付けることはできませんが、まちのイメージを伝えることは大事だと考えています。そのため、計画の資料編に、景観特性マップを掲載しており、自宅の周りにはどんな特性があるのかを知っていただき、様々な特性が積み重なっていまの景観やまちの雰囲気が出来上がっていることに気付いていただけたら幸いです。また、計画本体のキャッチコピーとして、景観づくりの目標を表紙に記載しております。
102	その他	周辺の区は景観行政団体に移行しているのか。	隣接区の6区のうち、新宿区、荒川区、台東区の3区が移行しております。
103	景観形成の推進	景観行政団体になったことをPRして、魅力的な景観がある区だということを是非PRしてほしい。	積極的にPRしていきたいと考えております。
104	広告物の規制	住宅地における自動販売機やコインパーキングの看板は、景観上よくない。どうにかならないか。特にコインパーキングは、小さい物が多いので、誘導できないのではないか。	自動販売機については、建築物の建築等に際して新たに設置されるものに対しては、一般基準の公開空地・外構等 <sup>6</sup> により、色彩等についての配慮を求めていきます。広告物の景観誘導については、「東京都屋外広告物条例」に基づく設置の許可を必要とする広告物を対象に、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」を用いて、設置のあり方や色彩、デザインなどにつ

			<p>いて、景観に配慮されたものとなるよう指導・誘導しておりますが、ご指摘の看板は概ね規模が小さく、対象外となります。ただし、区民の方からの意見があるものについては、個別に事業者はその旨を伝えるようにしております。</p> <p>一定規模以上の建築物又は広告物は、周辺への影響が大きく、景観づくりにおいて先導的な役割を担っていただきたいことから、届出の対象としており、景観に配慮された自動販売機やコインパーキングの看板などが増えることで、波及効果が期待できると考えています。</p>
105	景観形成基準	<p>近年建てられる戸建て住宅は 100 m<sup>2</sup> ぐらいだと思うが、多くの戸建て住宅が届出対象外になり、意味がないのではないか。</p> <p>小さい規模も含めて、全ての規模を対象とするべきではないか。</p>	<p>景観形成基準は、すべての区民等・建築行為等を行う事業者・区が守るものとして定めており、特に規模の大きい建築物等は、周辺のまち並みに対する影響が大きく、地域の景観を先導する役割を担うものと考えていることから、一定規模以上の建築物等を届出対象としております。すべての建築行為等を指導することは非常に困難ですが、景観計画では、これまで以上にきめ細かい景観形成を図るため、現行の景観条例で定める敷地面積や延床面積を引き下げ、届出対象を拡大しているとともに、長期優良住宅の建築等は、今後も届出対象として、引き続き指導・誘導を行ってまいります。</p> <p>また、今後、区民の方にも、家を建てる時等の事例集やヒント集として使っていただけるよう、戸建住宅用のガイドラインも作成し、計画調整課の窓口で広く配布するとともに、区ホームページで公開することとしており、その旨を第7章に記載しております。(p.111)</p> <p>なお、すべての建築物を対象に景観誘導を図る場合には、範囲を特定した地区を景観形成重点地区として指定し、重点的に景観形成を推進していくものと考え</p>



			ております。
106	景観形成基準	坂道の上からのアイストップを隠すようなマンション建設がされているところがある。新しいマンションが新しいアイストップになるような指導をしてもらえるのか。	一般基準の形態・意匠・色彩9により、アイストップとなる場所における魅力ある景観形成に配慮するよう誘導するほか、坂道基準においても同様に基準を定めています。

④5月11日（土）不忍通りふれあい館 4階 会議室

番号	区分	意見・質問	区の考え方
107	景観形成基準	P.53 の下の、別途定める「歴史的景観形成の指針」はどこを見れば良いのか。	指針は東京都が定めているもので、この景観計画(案)には記載していませんが、東京都のホームページよりご覧になれます。
108	景観計画全般	この景観計画（案）については、東京大学に説明しているのか。	東京大学が所有している小石川植物園に関連する内容があるため、概要を説明しております。
109	その他（個別案件）	東京大学の構内の景観については、しっかり指導して欲しい。今後は、敷地内の樹木の伐採や建築物の建築などは、大学の判断だけではできなくなるのか。	現行の景観条例においても、景観事前協議の対象であり、建築物の建築等を行う際には、区と協議を行っております。今後も同様に、景観誘導を行っていきます。
110	景観形成の推進	景観アドバイザーはどのような根拠で選任されているのか。	景観に関する見識・経験を持つ専門家で、現在2名の方を選任しています。
111	その他（個別案件）	景観とはだれのためのものか。〇〇〇のための計画ではないか。 いままで生活の中で見えていた神田川のと緑が、新しくできる建築計画のせいで見えなくなる。	特定の方だけのものではなく、皆さまのためのものであると考えております。 景観についての指導・誘導は、文化財庭園や緑のまとまりなどの主要な視点場として設定しているものを除き、特定の場所や個人の建物の中からの見え方ではなく、道路等の公共空間からの見え方を考えて行っております。
112	景観形成基準（建物高さ）	文京区の魅力が阻害されているのではないか、その防衛的な感情が住民の中で生まれている。絶対高さ制限と景観はセットで規制を行うべきではないか。	区では、次の3点を目的に、絶対高さ制限を定める高度地区の指定の検討を進めております。 ①建築物の高さを適切に誘導し良好なまち並み景観と秩序ある市街地を形成すること ②突出した高さの建築を抑制し、近隣紛争の防止を図ること ③建築物の高さを制限することで、良好な住環境を保全すること 絶対高さ制限を定める高度地区の指定

			<p>及び景観計画の策定は、平成23年に改定した文京区都市マスタープランにおいて示されたまちづくりの方針を実現するためのものであり、双方が連携しながら、良好なまちづくりを推進していく考えです。</p> <p>景観計画では建物高さについて規制できないため、都市計画で規制するものと考えています。ただし、建築物の建築等を行う際に、建物高さについて考えていただくよう誘導するため、一般基準の「景観形成の方向性」において、建物の規模や高さについて記載しております。</p> <p>(p.43)</p> <p>また、一般基準において、形態・意匠・色彩の工夫により、圧迫感の軽減を図るよう求めてまいります。(p.45)</p> <p>さらに、一般基準において、絶対高さの適用の特例を受けるもの等については、基準を上乗せすることで、より厳しく指導していく考えです。(p.46)</p>
113	景観形成重点地区のモデル地区	根津の景観形成重点地区のモデル地区について、地域住民と話し合いながらと言っているが、どこで、どのように話し合っているのか。	平成24年5月から12月までの期間に、6回にわたり景観づくり検討会を実施し、地区住民の皆さまとともに検討した上で、地区説明会を2回開催し、「まち並みづくりの作法」を作成しております。
114	景観計画全般	今回の景観計画(案)は良くまとめられていると思う。 隣接区にある建築物が見え、圧迫感を感じることもある。今回の景観計画は、隣接区との関係はどのようになっているのか。そのあたりをしっかりと指導して欲しい。	ありがとうございます。 景観計画を策定するに当たり、隣接区に対し意見照会を行っています。 また、景観計画の効果が及ぶ区域は文京区全域ですが、区境に近い箇所に建つ建築物の建築等については、個別に隣接区と調整しながら指導を行っていきます。
115	景観形成重点地区のモデル地区	根津地域は、長屋が多く、また、地主が多い地区であった。個々の問題より全体を考えて、より良い景観にして	根津地区では、昨年度より、根津らしい景観づくりについて、地区の皆さまと検討を行っており、今後、景観形成重点地

		いくことが大事だと思う。	区基準の作成に向けて検討していきます。また、防災性の向上等のため、地区計画を定めることを目指して、今年度より、まちづくり協議会による検討を行い、地区の皆さまとまちづくりを進めていきます。 防災性の向上のため、建物の更新等を進めながら、景観形成重点地区基準を定めて、風情ある景観を守り、引き継ぎ、創っていきたいと考えています。
116	広告物の規制	広告物の規制が厳しくないか。自店に看板を設置する際に景観事前協議の対象となり、手続に時間を要した。看板なのだから、少し目立つようにしたい。	良好な景観づくりのために行っておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。
117	その他	都市計画道路の拡幅区域において、東京都に敷地を売り、空地になってフェンスで囲われている場所があり、景観上よろしくない。	都市計画道路は整備に時間が掛かるため、ご指摘のように景観上良いとは言えない状況が発生することがあります。ご意見として承ります。
118	景観形成基準	大規模な敷地で建物等を建設する場合、周りから見える大切な樹木等を切ってしまう、景観がどんどん悪くなっているのではないかと。罰則規定が必要である。	一般基準の配置 <sup>3</sup> に基づいて、敷地内に樹木等がある場合は、これを生かした配置とするよう誘導を行ってまいります。(p.45)

※その他、個別の建築計画に対するご意見がありましたが、本説明会は、文京区景観計画（案）等について意見募集を行うに当たり、その内容を区民の方にご理解いただくことが主旨であるため、本資料への掲載は行いません。

⑤5月13日（月）駒込地域活動センター 2階 多目的室

番号	区分	意見・質問	区の考え方
119	その他（個別案件）	小石川植物園の塀の整備が中断されている。また、植物園に隣接する大規模開発があるが、そのあたりのことについては、計画ではどのような位置付けなのか。それらが今後どのようになっていくのについて興味がある。	<p>景観計画では、一定規模以上の建築物の建築等は届出の対象であり、景観形成基準への適合を求め、指導・誘導を行っていきます。ご指摘の小石川植物園に隣接した開発については、景観計画の届出対象となる規模ですが、現行の景観条例による景観事前協議の対象規模でもあり、協議を行っております。また、小石川植物園の塀の整備についても、景観条例または時期により景観計画により、景観への配慮を求めています。</p> <p>現在、工事が中断していることについては、小石川植物園が8月に国指定文化財の指定を受けたことに関連し、文化庁との協議が整わないと工事が進められないという状況になっております。</p>
120	景観計画全般	この景観計画はいつから実行されるのか。	平成25年11月を予定しております。
121	景観計画全般	マンションの修繕等を考えており、この景観計画と関係することがあるのか。	外観を変更することとなる修繕については、景観計画の対象となります。